

平16福情答申第7号  
平成16年7月26日

福岡市長  
山崎 広太郎 様  
(土木局管理部路政課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る公開決定に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成15年12月25日付け福土木第1965号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「道路台帳平面図測定基図 ○○●丁目●●番地付近」の公開決定に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「道路台帳平面図測定基図 ○○●丁目●●番地付近」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った全部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成15年10月15日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の経過

ア 平成15年10月8日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年10月15日、実施機関は、本件対象文書について、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成15年12月3日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 平成5年法務局登記の道路台帳平面基図に虚偽の疑惑がある。

イ 南区○○●丁目に△△号線なる市道路は存在しない。

ウ △△号線と▲▲号線は、二股道路ではない。

エ △△号線の幅員が4mとの記載は誤りである。

オ 自己所有の宅地と市道△△号線の境界について、市職員はこれまで違法不当な主張等をしている。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 本件決定の対象となる文書について

本件決定の対象となる「道路台帳平面図測定基図」は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項に基づき道路管理者である実施機関が調製している道路台帳である。また、同条第3項では、その閲覧を求められた場合、道路管理者はこれを拒否できないと規定されており、実施機関では閲覧用カウンターを設け、誰でも閲覧できるように配備している。

イ 公文書の特定について

請求箇所「〇〇●丁目●●の地番の地形」は測定基図L10-8内にあり、他にはない。

本件公文書公開請求における測定基図上の位置は、申立人が特定したものであり、申立人の希望どおり測定基図の写し（縮尺1/500）を交付したものである。

#### 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 道路法第28条第1項において、道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならないものとされている。また、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2第1項において、道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとされ、同条第4項において、当該図面は、道路につき道路の区域の境界線その他の事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図に記載して調製するものとされている。

イ 本件対象文書である道路台帳平面図測定基図とは道路台帳の図面であり、異議申立人が公開を求めたのは、実施機関が保管する道路台帳の図面のうち〇〇●丁目●●番の宅地の地形が記載された部分に係るものである。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 異議申立人は、様々なことを主張しているが、その趣旨は要するに、実施機関から公開を受けた本件対象文書の記載内容は事実と異なり誤りであるというものである。特に、〇〇●丁目●●番の宅地及びこれに隣接する市道〇〇△△号線に係る部分の記載は真正なものではないというものと推察される。

イ 一方、実施機関は、道路台帳平面図測定基図は実施機関において道路法及び道路法施行規則に基づき適正に調製し、一般の閲覧に供しているものであり、異議申立人に交付した写しは、同測定基図のうち同人が特定した部分に係るものであると主張する。

ウ ところで、当審査会は、公文書の公開・非公開の決定に係る不服申立てについて調査審議するところであるが、それは、実施機関が行った公開・非公開の決定に誤りがないかどうか、換言すれば、公開・非公開の判断の妥当性、またその範囲が適正かどうかを調査審議するものであり、公開された文書の内容が真正なものか否かを判断する権限を有するものではない。

エ 本件においては、実施機関は、異議申立人の請求に応じて請求に係る公文書を全面的に公開しており、公開すべき情報を非公開としたり、公開すべきでない情報を公開したりしたものではないと認められる。

オ なお、異議申立人の主張の趣旨が、公開された文書は偽の文書であり、真の文書は別に存在するはずであるというものであるとすれば、その点について調査審議することは当審査会の職務といえるが、公開された対象公文書の写しを見分するとともに、異議申立人及び実施機関の各申立ての内容を吟味しても、当審査会としてそのような疑いを持つべき事情は窺われない。

カ したがって、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年12月25日	実施機関からの諮問
平成16年2月5日	実施機関が弁明意見書を提出
平成16年6月24日(部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年7月22日(部会)	審議

## 6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子